四　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定株式会社との間で締結された中小企業等経営強化法施行規則第十一条第二項第三号ロに規定する株式の管理に関する契約に係る契約書の写し

五　施行令第二十五条の八第十四項（施行令第二十五条の九第十三項において準用する場合を含む。）に規定する明細書で施行令第二十五条の十二の二第二項第一号に規定する適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び同号に規定する適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の記載があるもの（施行令第二十五条の十の十第七項の規定の適用がある場合において同項に規定する確定申告書に当該明細書に代えて特定口座年間取引報告書等の添付をするときは当該特定口座年間取引報告書等とし、第十八条の十三の五第六項及び第七項の規定の適用がある場合において同条第六項に規定する確定申告書に同項の明細書及び特定口座年間取引報告書等の添付をするときは当該明細書及び当該特定口座年間取引報告書等とする。）

六　施行令第二十五条の十二の二第二項第一号に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込みにより取得をした設立特定株式の銘柄ごとの同条第三項の控除対象設立特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細書（同号に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第七項の規定の適用がある場合には同項に規定する適用控除対象設立特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。）

七　施行令第二十五条の十二の二第四項に規定する控除対象設立特定株式数の計算に関する明細書（当該控除対象設立特定株式数並びに当該控除対象設立特定株式数に係る同項第一号及び第二号に掲げる数の計算に関する明細並びに当該計算の基礎となつた同項第一号に規定する払込みにより取得をした設立特定株式の当該取得及び同項第二号に規定する譲渡又は贈与のそれぞれの年月日その他参考となるべき事項の記載があるものに限る。）

3　施行令第二十五条の十二の二第八項前段に規定する財務省令で定める事項は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び同項に規定する適用控除対象設立特定株式に係る同項に規定する同一銘柄株式について同条第七項の規定の適用がある旨とする。

4　施行令第二十五条の十二の二第八項後段に規定する財務省令で定める事項は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名並びに同項に規定する適用控除対象設立特定株式に係る同項に規定する同一銘柄株式の譲渡又は贈与をした旨、当該譲渡又は贈与をした当該同一銘柄株式の数及びその年月日とする。

5　施行令第二十五条の十二の二第九項に規定する財務省令で定める事項は、同項の特定株式会社が同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者につき当該特定株式会社の株式の譲渡又は贈与があつたことを知つた旨、当該譲渡又は贈与をした株式の数及びその年月日その他の事項とする。

第十八条の十五の三第二項第一号中「第十七項、第二十二項第一号及び第二十三項第一号」を「第十二項、第十七項第一号及び第十八項第一号」に、「第二十五項各号」を「第二十項各号」に改め、同項第三号中「第三十三項第六号及び第三十五項第四号」を「第二十八項第六号及び第三十項第四号」に改め、同条第八項及び第九項を削り、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第二十五条の十三第十七項」の下に「（同条第二十四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

6　施行令第二十五条の十三第十七項第一号に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所の記載のあるものに限る。）とする。

一　第十八条の十二第四項各号に掲げる書類

二　戸籍の附票の写し

三　国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）の領収証書（領収日付又は発行年月日の記載のあるもので、その日が金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日前六月以内のものに限る。）

7　施行令第二十五条の十三第十七項第一号に規定する財務省令で定めるものは、所得税法施行規則第八十一条の六第七項第二号イに掲げる署名用電子証明書及び同号ロに掲げる情報が記録された電磁的記録とする。

第十八条の十五の三第十項から第十四項までを削り、同条第十五項第一号中「第二十七項、第二十八項」を「第二十二項及び第二十三項」に改め、「及び第十八条の十五の九第二項第八号ロ」を削り、「及び第二十七項」を「及び第二十二項」に改め、同項第二号中「次項第二号、第二十八項第二号及び第三十項第二号」を「以下この条」に、「同条第七項」を「法第三十七条の十四第七項」に、「同条第二十八項又は第二十九項」を「同条第三十一項又は第三十二項」に改め、同項第三号イ中「又は特定非課税管理勘定（同項第八号に規定する特定非課税管理勘定をいう。以下この条及び第十八条の十五の九において同じ。）又は特定非課税管理勘定（同項第八号に規定する特定非課税管理勘定をいう。以下この条及び第十八条の十五の九において同じ。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十六項第一号中「第二十九項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十七項を同条第十二項とし、同条第十八項第一号中「第二十六項第二号」を「第二十一項第二号」に、「第十八条の十五の十第十八項」を「第十八条の十五の十第十九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十九項を同条第十四項とし、同条第二十項から第二十五項までを五項ずつ繰り上げ、同条第二十六項中「、第二十一項第二号イ」を「（同条第二十四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）、第二十一項第二号イ、第二十五項第三号イ」に改め、同項第一号中「又は第二十一項第二号イ」を「、第二十一項第二号イ又は第二十五項第三号イ」に、「特定署名用電子証明書等」を「署名用電子証明書等」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十二項とし、同条第二十八項第二号中「第十五項第二号」を「第十項第二号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十九項第一号中「第三十三項に」を「第二十八項に」に、「第三十三項第六号及び第三十五項第二号」を「第二十八項第六号及び第三十項第二号」に、「第三十三項及び第三十四項」を「第二十八項及び第二十九項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十項第二号中「第十五項第二号」を「第十項第二号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十一項第五号イ中「第十五項第三号イ」を「第十項第三号イ」に改め、同号ロ中「第十五項第三号ロ」を「第十項第三号ロ」に改め、同号ハ中「第十六項第三号」を「第十一項第三号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十二項第二号中「第十五項第二号」を「第十項第二号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十三項を同条第二十八項とし、同条第三十四項を同条第二十九項とし、同条第三十五項を同条第三十項とし、同項の次に次の五項を加える。

31　法第三十七条の十四第二十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日及び個人番号

二　法第三十七条の十四第二十七項の規定による提供の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書等に記載された整理番号又は第十項第二号に規定する提供を受けた整理番号

三　当該金融商品取引業者等の営業所の名称及び当該金融商品取引業者等の法人番号

四　当該非課税口座に係る特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の法第三十七条の十四第二十七項に規定する政令で定める金額

五　当該非課税口座に係る特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の法第三十七条の十四第二十七項に規定する政令で定める金額

六　その他参考となるべき事項